（別表１）　［略］

（別表２）

［表略］

（記載上の注意）

「公的資金分」とは、法第34条の９の３第３項の規定により読み替えて適用される法第17条第１項の規定による決定（法第34条の９の３第３項の規定により適用される法第19条第１項の規定による承認を含む。）を受けて協定銀行が協定の定めにより農水産業協同組合に対して行う株式等の引受けに係るものをいう。

別紙様式第９号（第59条の11関係）

（日本産業規格Ａ４）

協同組織金融機能強化方針

年　　月　　日提出

（提出者）主たる事務所
の所在地
名　　称
代　表　者　役職・氏名

金融機能の強化のための特別措置に関する法律第34条の９の14第１項の規定に基づき、協同組織金融機能強化方針を次のとおり提出します。

記

第１　［略］

第２　職務の独立性を強化するために必要な要件を満たす監事の選任その他の特別関係協同組織金融機関等における責任ある経営体制の確立のために行う方策に関する事項

第３　第１及び第２の方策を実施するために特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営指導の方針

第４～第９　［略］

（記載上の注意）

［１．・２．　略］

３．中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策に関する事項

⑴　「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資するための方針」については、例えば、申込みに係る資金の活用方法を含む特別関係協同組織金融機関等（第59条の13第１項第２号に規定する特別関係協同組織金融機関等をいう。以下同じ。）における中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資するための方針について記載すること。なお、銀行業高度化

（別表１）　［同左］

（別表２）

［同左］

（記載上の注意）

「公的資金分」とは、法附則第９条第３項の規定により読み替えて適用される法第17条第１項の規定による決定（法附則第９条第３項の規定により適用される法第19条第１項の規定による承認を含む。）を受けて協定銀行が協定の定めにより農水産業協同組合に対して行う株式等の引受けに係るものをいう。

別紙様式第９号（附則第９条関係）

（日本産業規格Ａ４）

協同組織金融機能強化方針

年　　月　　日提出

（提出者）主たる事務所
の所在地
名　　称
代　表　者　役職・氏名

金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第22条第１項の規定に基づき、協同組織金融機能強化方針を次のとおり提出します。

記

第１　［同左］

［加える。］

第２　第１の方策を実施するために特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営指導の方針

第３～第８　［同左］

（記載上の注意）

［１．・２．　同左］

３．中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策に関する事項

⑴　「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資するための方針」については、例えば、申込みに係る資金の活用方法を含む特別関係協同組織金融機関等（農水産業協同組合等に限る。以下同じ。）における中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資するための方針について記載すること。